

保険で受けられる 傷病名は…

神経痛

顔、腕、腰、足など神経に沿って痛む。
例えば、坐骨神経痛、肋間神経痛など

リウマチ

手首や肘、膝、足首など、
各関節が腫れて痛むもの

腰痛症

腰が痛む、腰が重い。
例えば、変形性腰椎症、ギックリ腰など

五十肩

肩が痛くて、腕が上がらないもの

頸腕症候群

頸、肩、腕の痛みやしびれ、だるさなど

頸椎捻挫後遺症

頸の外傷、むちうち症などの後遺症に

その他

慢性的な痛みのある疾患で
保険者*が認めたもの

健康保険以外で 取り扱える保険

① 生活保護法(生保)の医療扶助

保護を受けている福祉事務所で、はり・きゅうを希望し「保護変更申請書」を受け、「生活保護法による施術費給付承認書」が交付されると、はり・きゅうの保険と同じようにかかります。

② 労働者災害補償保険(労災)

労災規定の診断書を医師より受け、勤務先で請求書に必要事項を記入されると、病・医院と同時にはり・きゅうを受けることもできます。

③ 自動車損害賠償責任保険(自賠責)

保険会社などに、はり・きゅうを受けたい旨を連絡し、鍼灸院にご相談下さい。

保険に関するご相談は

はり・きゅう保険ガイド

このような時、
保険でも鍼灸治療が
受けられます



神経痛



リウマチ



腰痛症



五十肩



頸腕症候群



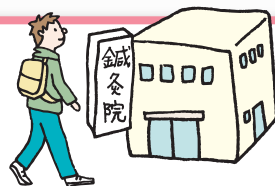
頸椎捻挫後遺症など



公益社団法人
日本鍼灸師会

保険で鍼灸治療を受けるには…

- 1 これからかかろうとする鍼灸院にお問い合わせ下さい。



- 2 鍼灸院で同意書用紙をもらいます。



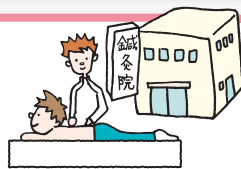
- 3 同意書をかかりつけの医師、病院などに持参し、必要事項を記入していただきます。



- 4 同意書と保険証を持って鍼灸院へ行きます。



- 5 保険で鍼灸治療が受けられます。



注意事項

- ① 同意書用紙は鍼灸院にあります。
- ② かかりつけの医師がないなど、同意書が入手できない場合は、鍼灸院にご相談下さい。
- ③ 同意書と同じ病名で病・医院と鍼灸院、同時に治療は受けられません。
- ④ 一度の同意で治療が受けられる期間は概ね6ヶ月間です。その後、6ヶ月毎に医師より同意の確認が得られれば、継続してはり・きゅうの治療を受けることができます。
- ⑤ 後日、申請書に署名(書けない時は捺印)が必要です。

注記) 鍼灸の保険治療につきましては、保険者*によって対応が異なる場合があります。保険治療希望の方は、ご加入の保険事務所に取り扱い手順についてご確認下さい。

*「保険者」とは、健康保険事業の運営主体をさしています。